平成27年生駒市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年4月1日(水) 午後2時~午後2時50分
- 2 場 所 生駒市役所 403・404会議室
- 3 審査事項
 - (1) 報告第3号 臨時代理につき承認を求めることについて (生駒市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規 則の制定について)
 - (2) 報告第4号 平成27年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の結果について
 - (3) 報告第5号 生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の制定について
 - (4) 報告第6号 生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 議案第16号 生駒市長の権限に属する事務の補助執行について
 - (6) 議案第17号 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 報告第7号 人事異動の総括について
- 4 出席委員

教育長 中 田 好 昭委 員(委員長職務代理者) 山 本 吉 延委 員 飯 島 敏 文

5 欠席委員

委員 村田浩子

6 事務局職員出席者

教育総務部長 奥 畑 行 宏 峯 島 妙 生涯学習部長 教育総務課長 学校給食センター所長 茂 真 銅 宏 田 奥 生涯学習課長 西 野 敦 スポーツ振興課長 弘和 杉浦 こども課長 吉川和博 教育指導課課長補佐 吉 川 祐 一 図書館副館長 松本芳 教育総務課(書記) 樹 松井 恵

7 傍聴者 なし

○開会宣告

≪中田教育長 挨拶≫

- ○日程第1 会期及び会議時間の決定
- ○日程第2 教育長職務代理者の指定

審議結果 【山本委員を教育長職務代理者に指定】

○日程第3 議席の決定

審議結果 【原案のとおり】

- ○日程第4 報告第3号 臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市教育委員 会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について)
- ・生駒市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について、 教育総務課、真銅課長から説明

(質疑)

中田教育長:職務専念義務の免除を受けたい場合は許可が必要か。

真 銅 課 長:生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例で、あらかじめ教育委員会の承認を得ることとされている。

中田教育長:この委員会で事前に許可をとるということか。

真銅課長:報告等何らかの形により承認を得ることが必要かと思う。

中田教育長: 突発的な場合は事後報告にならざるを得ない。

峯島部長:承認という文言はあるが、文書でのやり取りを必要とするものではない

と理解している。

教育委員会ではなく、任命権者の首長の許可が必要ではないかとの意見が出てもおかしくないが、教育委員会という組織がひとつの行政機関として、教育長の職務専念義務の免除に対しての承認を判断するというところに、今回の規則制定の意図がある。

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第5 報告第4号 平成27年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の結果 について
- ・平成27年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の結果について、教育総務課、 真銅課長から説明

(質疑) なし

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第6 報告第5号 生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規 則の制定について
- ・生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の制定について、こど も課、吉川課長から説明

(質疑)

山本委員:この規則は首長部局で制定済みということでよいか。

吉川課長:そのとおり。

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第7 報告第6号 生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施 行規則の一部を改正する規則の制定について
- ・生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する 規則の制定について、こども課、吉川課長から説明

(質疑)

山本委員:減免の対象範囲及び額が明確に書かれているが、この減免の割合は他市 町村と比較してどうか。

吉川課長:国の基準のとおりとしているので、ほとんどの市町村が同様の基準であると思われる。

山本委員:ほぼ全国的な基準とみてよいか。

吉川課長:そのように理解している。

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第8 議案第16号 生駒市長の権限に属する事務の補助執行について
- ・生駒市長の権限に属する事務の補助執行について、教育総務課、真銅課長から説明 (質疑)

山本委員:協議事項の第1項において、財務会計補助執行について書かれており、 「財務関係の事務を補助執行させる職員から教育長を除く」とあるが、 具体的に、教育委員会としての決裁権はどうなるのか。

真 銅 課 長:教育委員会の本来業務については教育長が従来通りの決裁権を持つが、 首長の補助執行として行っていた財務関係の事務について、教育長専決 がなくなる。従来教育長専決であったものについては、教育長を経て、 副市長の専決になる。

審議結果 【原案のとおり可決】

- ○追加日程第1 議案第17号 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正す る規則の制定について
- ・生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、教育総 務課、真銅課長から説明

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

- ○日程第9 報告第7号 人事異動の総括について
- ・人事異動の総括について、教育総務部、峯島部長から説明 (質疑)
 - 山本委員:教職員の市外転出転入は県の方針であるが、これについて、学校長はど う受け止めているのか。せっかく育てた教員が市外に転出してしまうこ とに対して思いがあるのではないか。
- 真 銅 課 長:今回、採用から3年から6年の教員が異動対象となったが、実際に異動したのは、多くが6年目の教員であり、各校で中核として活躍している教員であった。学校長としては、そのような人が出ていくということに思いはあったと思う。しかし、県としては、他市町村からも同じように優秀な人材を入れるという工夫をしながら、奈良県全体の活性化に取り組んでいるとのことである。今後、新たな教員が各校で活躍してくれるものと期待している。
- 山本委員:新たに来られた教員が転出された教員と同等に活躍していただけるのであればよいが、期待に沿っていただける方かどうか評価してほしい。市町村にとって有利不利がないようにして初めて県全体の活性化となる。

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第10 教育委員会事務局職員及び校長・教頭の挨拶
- ・教育委員会事務局職員及び校長・教頭の異動者について、教育総務部、峯島部長から 紹介
- ○閉会宣告

午後2時50分 閉会